

特定非営利活動法人

モア・グリーン税理士の森基金

定 款

平成14年12月 5日制 定

平成16年 6月 2日一部変更

平成27年 6月 3日一部変更

(平成27年12月18日認証)

平成28年 6月14日一部変更

(平成28年12月13日認証)

令和元年 6月 19日一部変更

特定非営利活動法人モア・グリーン税理士の森基金定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人モア・グリーン税理士の森基金という。(平成27. 6. 3変更)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番6号税理士会館内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、日本国内及びゴビ沙漠等の緑化に関する事業を行うことを通じて、自然環境の保全が国際的視野から行われる必要性のあることの啓発を図り、自然と人間が共生できる美しい地球の維持に寄与することを目的とする。(平成27. 6. 3変更)

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 環境の保全及び改善を図る活動
2. 国際協力の活動
3. 前2号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. 地球緑化環境保護活動の普及啓発事業 (平成28. 6. 14 変更)
 - ① 植樹を通じての地球緑化活動の啓発事業 (平成28. 6. 14 変更)
 - ② 使用済み切手等の収集を通じての地球緑化活動の普及啓発事業 (平成16. 6. 2変更)
 - ③ 自然環境問題に関する図書等の紹介、斡旋事業
2. 日本国内及びゴビ沙漠等における植樹育成事業 (平成28. 6. 14 変更)
 - ① 植樹団の派遣事業 (平成28. 6. 14 変更)
 - ② 植樹地における育成及び管理の委託事業
 - ③ 植樹地域住民、青年団体等との自然環境保護に関する情報収集及び情報提供等の交流事業
3. 地球緑化環境保護推進活動への参画事業
 - ① 地球緑化活動団体との交流又は援助事業
4. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。
- 5 賛助会員は、会費の納入があった時をもって、入会とする。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
 2. 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
 3. 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 4. 除名されたとき。
- 2 賛助会員は、本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は団体が消滅したときにその資格を喪失する。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、前項に定める場合を除き、最後の会費の納入があった日が属する事業年度の翌事業年度の末日をもって退会する。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

1. この定款に違反したとき。
 2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与

えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 12名以上15名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。また、専務理事1名、常務理事2名を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、正会員のうちから選任する。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、専務理事及び常務理事は、理事長が指名する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。(平成16.6.2変更)
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長の命を受け、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事長が特に定めたこの法人の業務の一部を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
 2. この法人の財産の状況を監査すること。
 3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 4. 前号の報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
 5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。(平成27.12.17変更)

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1以上を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第19条 理事長は、この法人の目的に関し学識経験を有する者及びこの法人の運営に功績顕著な正会員を、理事会の議決を得て、顧問又は相談役とすることができる。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更

2. 解散及び合併

3. 事業計画及び予算並びにその変更

4. 事業報告及び決算

5. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
6. 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
7. 事務局の組織及び運営
8. その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、年1回とし、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
3. 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、招集通知発送日現在の正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、出席者の2分の1以上が議題とすることを承認した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決をすることができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることが

できない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成員等)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. この定款において理事会の議決を要するものとされている事項
4. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集と定足数)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項とする。

2 理事会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
 2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 3. 審議事項
 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
 5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費（平成16.6.2変更）
3. 寄附金品
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款の変更（前項の規定により所轄官庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄官庁に届け出なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併

5. 破産手続開始の決定

6. 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散を決議する総会において定める団体に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(疑義の決定)

第56条 この定款に定めのない事項又は定められた事項について疑義を生じたときは、理事

会で決定する。

附 則（平成14年12月5日）

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	波多野 重 雄		
副理事長	平 山 玲 昱	倉 又 光 雄	
専務理事	山 岸 徹		
常務理事	中 島 美 和	名 倉 明 彦	
理 事	石 田 通 野	米 山 登	鎌 田 俊 夫
	岩 波 一	川 部 友 義	齋 藤 仁一朗
	加 藤 英 二		
監 事	佐々木 智	永 井 陽 子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から第1回通常総会の終了の時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員として 1口2,000円（1口以上）

賛助会員として 2,000円以上

附 則（平成16年6月2日）

この定款の第39条の改正規定は平成16年6月2日から、第5条の改正規定は登記完了の日から、第14条の改正規定は東京都知事の認証を受けた日から施行する。

附 則（平成27年6月3日改正）

この改正規定は、第47条に規定する東京都の認証を受けた日（平成27年12月17日）から施行する。

附 則（平成28年6月14日改正）

この改正規定は、第47条に規定する東京都の認証を受けた日（平成28年12月13日）から施行する。

附 則（令和元年６月１９日改正）

この定款は、令和元年６月１９日から施行する。